

29 代言人規則第四条の儀伺  
〔明治十三年十一月〕

代言人規則第四条ノ義ニ付伺

大和国添上郡奈良高畠町士族福井永頼儀代言人試験願出候處同人  
義大阪鎮台入當中上官ヲ罵詈侮慢スル科ニヨリ徒刑一年ノ処断  
ヲ受ケシモノニシテ代言人規則第四条ニハ其明文ナシト雖モ亦  
常律ノ懲役一年以上ニ処セラレタル者ト同シク免許ヲ得ル能ハ  
サル乎決シ兼候ニ付去月五日電信ヲ以テ相伺候處免許ヲ得ル能  
ハサル旨御指令有之何分試験期日ニ差迫リ居候ニ付直ニ願書却  
(注記1)  
下候後情思考スルニ法律ニ明示セラレサルモノヲ明示セラレタ  
ル所ノ懲役及ヒ禁獄ノ処断ヲ受ケシモノト同シク免許ヲ与エラ  
レサルハ少シク穩当ヲ欠キ候様被考候ニ付再度可相伺ト存居候  
処別紙書面ヲ以テ御省工可相伺例規モ無之又検事ヲ経由ストノ  
ヨリ如斯義ヲ直ニ御省工可相伺例規モ無之又検事ヲ経由ストノ  
規則モ無之候得共直ニ却下スルモ不穩當ニ可有之且前顯ノ如ク  
電信之御指令ノミニテハ少シク尽サ、ル所モ有之旁永頼ノ伺書  
相添相伺候条至急何分ノ御指揮奉仰候也

明治十三年九月十二日 堺県一等警部 杉浦貞利

司法卿 田中不二麻呂殿

上伸書(ママ)

一本年八月二日代言願書奉呈セシ処代言人規則第四条ニヨリ免  
許ヲ得ル能ハサル等ニテ願書却下ニ相成候得共小生ニ於テハ  
軍律ニ触レシモ常律ニ触レシト無之ヲ以テ其儀相伺候処軍律  
徒刑一年以上ハ同様ノ如クノ御指令ヲ拝承仕候得共猶ホ軍律  
ト常律トノ權衡如何ニ至テハ別冊ニ陳述スルカ如ク了解難致  
廉々有之候ニ付今一應司法卿閣下ニ伺出度候間何卒其筋ヘ奉  
呈之程御取計被成下度此段奉願上候以上

堺県大和国添上郡奈良

上高畠町拾三番邸士族

明治十三年八月三十日

福井永頼

堺県一等警部 杉浦貞利殿

至急御伺書

第一条 本年八月二日ヲ以テ代言願書ヲ我堺県検査官ニ捧呈セ  
シ處裏キニ小生儀軍律ニ因リ処断セラレシヲ以テ本年御省甲第  
一号達代言人規則第四条ニ抵触スル者トシ該願書却下セラレタ  
リ然ルニ小生ニ於テハ軍律ト常律トハ固ヨリ殊別ナル趣承知セ  
ルニ付同月十三日ヲ以テ伺書ヲ我堺県令閣下ニ差出セシ処同県  
一等警部杉浦貞利殿ノ名ヲ以テ左ノ如ク指令セラレタリ其指令  
ノ文ニ曰ク

伺之趣軍律ノ徒刑一年以上ニ処セラレシモノモ代言人規則第  
四条ニ因リ免許ヲ得ル能ハサル者其筋ノ指令ニヨリ願書却下  
候儀ニ付此旨可相心得候事

右ノ如ク指令セラレタレモ未タ小生カ伺書面ノ主義ニ対シ明解

ヲ賜ハリシ者ニ非サレバ曾テ小生カ伺ハントスル所ノ疑团ノ  
廉々ヲ列陳シ今又不了解ノ廉ヲ陳述シテ軍律ト常律トノ関係ノ  
如何ヲ伺ハントス

第二条 小生ハ陸軍ニ在務中不敬ノ書ヲ以テ上官ヲ罵詈侮慢ス  
ルノ罪ニ因リ除隊ノ上徒一年ノ刑ニ處セラレタリ然レ由未タ公  
權剥奪セラレサル者ト承知セリ奈何トナレバ今軍律ト常律トノ  
異ナル所ヲ説テ之ヲ言ハシキアリ又常律ニハ旧惡減免ノ例アリ又贖  
罪ノ例アリ又士族ト平民ト区別スル例アリ又裁判言渡不服ニ付  
之ヲ上告スルノ例アリ今軍律ニ於テハ是等ノ例一モアラズ故ニ  
犯罪數年ノ後ニ發覚スルモ減免ヲ得ル能ハズ情状憐ムヘキアル  
モ贖罪ヲ許サレズ身分士族ナルモ平民ト殊ナラズ裁判不服ナル  
モ上告スルヲ得ズ其殊ナルト大抵ネ如斯殊ニ軍律中本刑ト閏刑  
トヲ比較スルニ本刑徒三年迄ノ閏刑ハ終身武官大小ノ員ニ任ス  
ルヲ禁スル迄ニシテ准流五年以上ノ刑ニ非サレバ終身文武大小  
ノ員ニ任スルヲ禁セラレサル也既ニ武官ニ任スルヲ禁スルモ文  
官ニ任スルヲ禁セサレバ公權剥奪中武官トナルノ一權ヲ剥奪セ  
ラレシ者ニシテ其他ノ公權ニ於テハ更ニ關係無之モノ也

第三条 代言人規則第四条ニ掲載有之モノハ唯タ常律ニ抵触セ  
シ者ノミト心得タリ然ルニ軍律ニ係リシ者モ亦同一様ニ取扱ハ  
ル、ハ將又成規ノアルアリテ然ル乎是レ了解シ能ハサル一也  
第四条 曾テ改正徵兵令ヲ閱スルニ常律懲役一年以上軍律徒刑  
以上ノ刑ヲ受ケシ者ハ免役スト明文アリ今ヤ代言人規則ヲ閱ス  
ルニ軍律ニ触レシ者モ亦同様トノ明文ナシ凡ソ明文ナキモノハ  
之ヲ禁セラレサル者ト思考セリ然ルニ今般ノ如ク該規則ニ明文

ナキモ之ヲ禁セラル、者ハ如何ナル所以ナルヤ是レ了解シ能ハ

サル二也

第五条 仏蘭西刑法第五条及我新頒刑法第四条ヲ案スルニ此刑

明治十三年八月廿四日

福井永頼

堺県大和国添上郡奈良  
上高畠町十三番邸士族

六条ヲ案スルニ海陸軍裁判所ニ於テ判決ヲ経タル者再ヒ重罪輕可ラストノ旨ヲ示シタリ又仮刑法第五十六条及我新刑法第九十

(注記5) 明治十三年十一月十九日  
注記2  
大臣 花押(三條)  
花押(有柄川)  
 岩谷

内閣書記官

(印谷森)

(注記5) 明治十三年十一月十九日  
注記2  
大臣 花押(三條)  
花押(有柄川)  
 岩谷

内閣書記官

(印谷森)

論アリテサル旨示シタリ而シテ又曾云龍岡町ノ内務省ニ付人材  
令ニ軍人軍属ノ犯罪ヲ処スルハ軍律全体ノ權衡ヲ以テ擬定スル  
所ニシテ固トヨリ常律ト比較難相成旨明示セラレタリ其他法典  
ヲ閱スルニ軍法ヲ非常ノ司法又海陸軍裁判所ヲ特設ノ法司ト明  
説セリ然ルニ代言人規則ニ於テハ之ヲ同一様ニ見認メラル、ハ  
將又法理上所由ノアルアリテ然ル乎是レ了解シ能ハサル三也

第六条 代言人規則第四条第四項ニ掲載有之国事犯ヲ除クノ外

云々ノ意ヲ推考スルニ國事犯罪ヲ処スルノ法律ハ常事犯罪ヲ犯  
スルノ法律ト別種ノ者ニシテ則チ彼是法律ノ異ナルヲ以テ則今  
代言人免許ヲ得ルニ差支ヘ無之モノナル可シ抑モ法律ノ異ナル  
ヲ以テ免許ヲ与フルニ差支ナケレバ軍律モ亦固ヨリ常律トハ別  
種ノモノナルヲ以テ差支ヘ無之者ト思考ス然ルニ亦國事犯ハ別

種ナルモ軍事犯ハ同様ト見做サル、乎是レ了解シ能ハサル四也  
**第七条** 前条々ニ陳述スルカ如ク了解シ能ハサル廉々有之殊ニ  
小生力昨今志望スル前途ニ障礙甚タ多ク又小生力國民ノ一権利  
ニ關係不尠ヲ以テ此段伺出候義ニ付何卒至急御指令ノ程奉仰候

也

參照

伺人通

御指令案

明治十三年十一月十五日

印井手

明治十三年十一月十八日

(片岡)(注記 7)

別紙司法省同代言人規則ノ儀審案候處該規則ニ於テ懲役禁獄ノ刑ノミヲ掲ケタリト雖モ其精神ヲ推セハ軍律ノ徒刑ヲモ包含シタルル明了ナリトス因テ左ノ通御指令相成可然哉仰高裁候也

懲役禁獄ノ  
ヲモ包含シ

第四条 代理人ノ免許ヲ得ル能ハサル者左ノ如シ

四 国事犯ヲ除クノ外懲役並ニ禁獄一年以上ノ刑ヲ受ケタル者

(注記1)

「1」(簿冊内件名番号)

(注記2)

「同甲四九」(号)

(注記3)

(谷森)

(注記4)

(門谷)

(注記5)

「揭」

(注記6)

「法制部第一九号」

(注記7)

(日記)

〔明治十二年十一月  
公文録 同法省之部  
2A, 10, ②2707  
一〕